

# 要 旨

## ．オーストラリア畜産業の概要

オーストラリアは世界でも最大規模を誇る食肉・家畜の輸出国で、2003 / 2004 年度(7月～翌年6月)の輸出額は約 54 億ドルに上った。その内訳は、家畜輸出が約 6 億ドル、食肉輸出が約 49 億ドルとなっている。

オーストラリアでは家畜に係る疾病が少ない環境で家畜を飼養していることもその成功を助けている。これに加え、オーストラリアでは政府や関係業界が厳格な品質管理基準を設けており、高品質で疾病のない食肉を継続的に供給している。品質と安全性の確保は、家畜飼育から加工、輸出に至るサプライチェーンの全段階で最優先されている。

## ．疾病モニタリングおよび監視制度

### 1．家畜疾病の状況

オーストラリアでは、畜産製品によってもたらされる主な疫病が発生しておらず、また、その他の獣疫や伝染病も比較的少ない。これはオーストラリアが他の畜産国から地理的に孤立していたことに起因すると考えられる。初期開拓時代には、長期にわたる航海自体が効果的な隔離障壁となっていた。近年は、適切な検疫処置を施すことによって、これまで輸入畜産品や遺伝子試料・関連製品からもたらされる病気の蔓延を防ぐことができた。そして現在は、家畜の健康状態を良好に保つために、各種の調査活動や具体的な伝染病予防プログラムが行われている。

### 2．動物衛生

動物衛生は、オーストラリア動物衛生協議会(AAHC)が中心となって取り組んでいる。AAHC は動物衛生に関する戦略的な方針を決定し、具体的なサービスを実施することを目的として 2000 年 2 月に設立された、政府と畜産業界の共同出資による非営利公益法人である。AAHC の執行機関であるオーストラリア動物衛生局(AHA)は、構成メンバーからの会費収入をもとに、以下の全国動物衛生関連プログラムを実施している。

ア．動物衛生サービス

オーストラリア動物衛生システムの全国的な能力、基準、実績の向上を目的とする

イ．動物疾病監視

貿易を支える全国規模の革新的監視システムの構築

ウ．緊急時動物疾病対策

動物疾病の緊急時に対応する管理方法の強化

3．動物疾病監視

( 1 ) 動物疾病監視プログラム

ADSP は、オーストラリア動物衛生局(AHA)の中心プログラムであり、オーストラリアが動物衛生監視の面で世界をリードすることを目指して開発された。ADSP は以下の主要成績評価基準(Key Performance Measures)を設定している。

- ・全国的な動物衛生データ基準の実施
- ・監視を支援するための新技術の導入
- ・個体識別制度及びトレーサビリティ制度の全国的な導入
- ・動物衛生関係者との協議
- ・動物衛生状況を適切なタイミングでの報告

( 2 ) BSE 肉牛追跡制度

連邦政府及び州政府、畜産業界、研究機関は、BSE 感染国から輸入された肉牛が、オーストラリアに到着する前に BSE 病原体にさらされている可能性があるという認識のもと、オーストラリア牛肉業界の出資で実施されている。この制度は、英国やスイスから輸入された肉牛に対する自主的な買い戻し制度として、1996 年にオーストラリア動物衛生局(AHA)によって初めて実施された。それ以来、この制度は欧州、日本、カナダ産の肉牛へと対象を広げている。

( 3 ) 全国動物衛生情報システム

全国動物衛生情報システムは、動物衛生に係る国際的報告義務を果たすために、オーストラリアの動物衛生状況の情報を適宜正確に提供するためのものである。このシステムには2つの主な機能上の目標がある。

オーストラリア動物衛生局(AHA)のメンバーからの要請に応じて動物衛生状態の関連データを連邦政府、州・準州、非政府機関から収集すること

収集した情報やデータの編纂、管理、分析、報告を行い、動物衛生状態、監視、疾病管理活動・能力を正確に反映すること

( 4 ) 全国アルボウィルス監視プログラム

全国アルボウィルス監視プログラムは畜産業界と政府により共同出資された全国統合プログラムであり、経済的ダメージをもたらし得る昆虫媒介ウィルスや媒介生物の分布を監視することを目的としている。

( 5 ) 全国 TSE 監視プログラム

全国 TSE 監視プログラム (NTSESP) は、業界と政府によって共同出資された統合的な全国プログラムで、オーストラリアに今後も引き続き牛海綿状脳症 (BSE) やスクレイピーといった疾病の発症例のないことを示すためのものである。本プログラムの主目的は、国際動物衛生規約に則った伝達性海綿状脳症 (TSE) 監視システムを実施し、牛や羊を輸入する全ての国に対して、オーストラリアはこういった疾病とは無縁の国だと保証し、貿易を支援することである。このためには、TSE に似た神経系疾病の徴候が認められる数百頭の牛や羊を、毎年詳細に検査しなくてはならない。

4 . トレーサビリティー

( 1 ) 農場識別番号 (PIC) とテールタグ・システム

オーストラリアの家畜トレーサビリティーシステムの基礎となるのが農場識別番号 (PIC) で PIC は全国出荷者証明書 (NVD) や全国家畜識別制度 (NLIS) を支えている。PIC は 1960 年代後半に導入された、農場を 8 桁の英数字で識別するシステムである。そのコードは州政府が発行し、農場の位置する州と地域、所在地を表す。PIC はオーストラリアのテールタグ・システムに使用されており、家畜が農場から出荷される際に取り付けられるテールタグに PIC が記録されている。

( 2 ) 全国家畜識別制度 (NLIS)

NLIS は政府と畜産業界が共同で開発したオーストラリアのトレーサビリティーにおける最新システムである。この制度は家畜の「一生」を通じて電子タグを取り付けるというもので、PIC を含む家畜 1 頭ごとの情報を、取り引きのたびに生産者または加工業者が電子的に記録、送信するものである。この情報は中央データベースに送られ、各個体を農場からと畜場までの経路を迅速かつ効率的に追跡することができる。

以下は西オーストラリア州のシステムの概要である。

表3 肉牛識別オプション

出生農場からと畜場へ直接出荷	出生農場から家畜集積施設を通して肉牛輸出へ出荷	出生農場 / 家畜購入農場から、他の生産者・家畜市場・肥育場へと出荷
<p><u>必要最低要件</u> 取引タグ(テールタグまたは耳標)</p>  <p>PIC が記載された NVD/運送状(肉牛と共に移動)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>と畜場で PIC を確認</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>NLIS 適合</p>	<p><u>必要最低要件</u> PIC が記載された取引耳標</p>  <p>PIC が記載された NVD/運送状(肉牛と共に移動)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>家畜集積施設で PIC を確認</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>NLIS 適合</p>	<p><u>必要最低要件</u> RFID(耳標又は体内装置) 白:その農場で生まれた肉牛 オレンジ:その農場に購入されてきた肉牛</p>  <p>PIC が記載された NVD/運送状(肉牛と共に移動)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>RFID の読み取り、PIC 確認、仲介業者又は購入者がデータベースに通知</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>NLIS 適合</p>

## 5 . 緊急時動物疾病対策プログラム

オーストラリア動物衛生局(AHA)は、家畜疾病が緊急に発生した時にも適切に対応できるよう体制を整備しておくという役割も果たしている。このため、オーストラリア動物衛生局(AHA)は緊急時動物疾病対策プログラム(EADP)を管理している。EADP プログラムは、オーストラリアが、消費者や競合者から緊急時動物疾病対策と対応能力に関して世界をリードする存在であると認知されることを目的とし、以下の主要要素から構成されている。

- ・ 緊急時動物疾病トレーニング・プログラム
- ・ 畜産業界の意識向上
- ・ オーストラリア動物緊急時計画(AUSVETPLAN)の開発
- ・ 緊急時動物疾病監視ホットライン
- ・ 緊急時動物疾病対策の資金調達
- ・ バイオセキュリティ計画
- ・ 甲虫(スモール・ハイブ・ビートル)に対する全国的な取り組み
- ・ ラセンウジバエ対応プロジェクト

## ・ 家畜と食肉の輸入検疫

### 1 . BSE とスクレイピーの予防対策

#### <これまでの対策>

- 1966年 ニュージーランド以外の国からの動物由来の飼料(肉・肉骨粉を含む)輸入を禁止
- 1988年 一度でも BSE が発生したことのある国からの畜牛の輸入を禁止  
これ以前に既に輸入されていた家畜を生涯隔離する方針をとる
- 1990年 オーストラリア国内の畜牛を対象とした定期的 BSE サーベイランスおよび検査を開始
- 1996年 従前の検疫措置の包括的見直し
- 1996年 WHO の勧告に従い、反芻動物組織由来の飼料を反芻動物に与えることを自粛
- 1997年 全ての州で上記を法制化
- 1998年 BSE およびスクレイピーの監視に関する OIE ガイドラインを採用
- 1999年 禁止内容を拡大し、特定の哺乳動物由来の飼料を反芻動物に与えることを禁止
- 2000年 EU がオーストラリアを BSE 防疫に関するレベル 1 に認定(最高レベル)
- 2001年 すべての脊椎動物由来の組織(乳、獣脂、ゼラチンを除く)を反芻動物に与えることを禁止
- 2003年 反芻動物への給餌が禁止されている飼料に対する第 5 回全国監査を実施

## 2 . バイオセキュリティ・オーストラリア(BA)およびオーストラリア検疫検査局(AQIS)

バイオセキュリティ・オーストラリア(BA)とオーストラリア検疫検査局(AQIS)は、有害生物や疾病の海外からの侵入を阻止し、オーストラリアの輸出拡大を促進する家畜の健康維持に共同で努めている。輸入面では、BA が動物や動物製品の安全な輸入のためのバイオセキュリティ上の政策とその見直しを担当し、AQIS は海外からの旅客及び貨物、郵便、動物、植物やそれらに由来する製品がオーストラリアに到着する際の検疫を担当している。

BA は、有害生物や疾病がオーストラリアに侵入し繁殖することを防ぐために、オーストラリアの検疫政策に基づき、輸入申請の評価や適切な輸入条件の設定等を行っている。オーストラリアの検疫上の条件は、国際獣疫事務局(OIE)などの国際機関が設定した基準やガイドライン、勧告を基にしているが、時には、容認できるレベルにまでリスクを抑えるために、追加の措置が取られることもある。そのような場合も、バイオセキュリティ・オーストラリアは、検疫リスクを分析し、科学的根拠に基づいた輸入条件を設定している。こういった条件は、人間と動物の健康を守るのに必要な範囲でのみ適用されている。

## ・オーストラリア産牛肉の品質保証

数々の食肉安全および品質保証システム(食肉安全、トレーサビリティ、動物福祉に関わるシステム)が農場、肥育場、家畜市場の各段階で実施されている。

図 オーストラリア産牛肉の品質保証

